

道州制特別委員会における検討の進め方について（メモ）

平成19年5月7日
富山県知事 石井 隆一

1 道州制については、国民の適正な判断が得られるよう、具体的な制度設計や選択肢を示すことが先決

（1）道州制に関する今後の検討は、1月18日の全国知事会議の議論、その結果取りまとめられた「道州制に関する基本的考え方」を踏まえて、進めるべきである。

すなわち、「基本的考え方」は、道州制について国民的な議論が深まらず理解も広まっていない状況に鑑み、道州制を導入する方向での意見集約は時期尚早という観点から、推進の是非については中立的な立場にたって、「道州制のあるべき姿」という原案タイトルも含め、原案記述を修正したものである。

（2）現在、政府や自民党、あるいは経済界などにおいて、道州制に関する様々な議論がなされているが、依然として、国民的な理解はもとより、国と地方団体の間でも明確で具体的なイメージが共有されているとは言い難い状況にある。

現職の都道府県知事で構成される全国知事会は、道州制議論において、正に現実の当事者であり、なおのこと道州制ありきではなく、十分に吟味された責任の持てる議論を展開していかなければならない。

当面は、仮に道州制を導入する場合には「基本的考え方」でまとめた7項目の基本原則が前提となるべきこと及び具体的に検討すべき8項目の課題があることを改めて主張していく必要がある。

（3）また、これらの8項目については、特に、

- ① 21世紀の世界の諸情勢のもとで、国（中央政府）の役割はどうあるべきか、
 - ② 国から道州へ現行の都道府県制の下では移譲できないどのような権限を移譲でき、国民生活はどのように向上するのか、
 - ③ 道州制導入により、都道府県制の場合よりもはるかに大幅な権限と財源を移譲することとなるが、それに伴い、道州間に大きな財政力格差を生じさせないような税財政制度をどのように構築するのか、
 - ④ 住民自治の面でのデメリットをどのように克服するのか、
- などの観点から、具体的に議論していくべきことを提起するとともに、知事会としても十分検討する必要がある。

その際、できるだけ具体的な制度設計案や選択肢を提示し、どのような道州制であれば今の都道府県制よりも良くなるといえるのか、又はいえないのか、について国民の適正な判断が得られるようにすることが極めて重要と考えられる。

2 まず、先行して検討すべき重要課題は、国と地方の役割分担

（1）検討課題の8項目の中でも、本特別委員会自体で扱う「国のあり方、国と地方の役割分担」がまず先行して検討すべき重要課題である。

次いで、それにより地方（道州や基礎自治体）の役割とされた事務事業を、「地方が自立的に担い得る税財政制度を如何に構築できるか」が地方間の財政力格差の拡大への対処が大きな課題とされている今日、極めて重要である。こうした、税財政制度が可能でないならば、道州は自らの役割を自立的に担うことができず、「地方分権の推進のための道州制」という本来の目的を達成しえないこととなるからである。

従って、本委員会や各ＰＴにおける課題の検討は、こうした課題の優先度を勘案して、順次議論を踏まえて進めていく必要がある。

(2) 「国と地方の役割分担」という検討課題は、抽象的なレベルにとどまらず実際の事務事業の執行まで想定して議論しようすれば、広範かつ緻密な議論、膨大な作業が必要になるものと予想される。

しかし、この課題について十分な検討をしないまま、道州制を議論することはできず、地道な検討を重ねていく必要がある。例えば、資料4で、教育・文化政策や農業・農村政策は「ほぼ共通して国の事務としているもの」と整理されているが、

- ・グローバル化の下、国内でどれだけの農業生産を確保していくのか、そのために担い手、農地をどれだけ確保するか等の農業政策は、WTO交渉等の外交政策と密接に関連せざるを得ず、全てを道州に委ねることが適當か
- ・教育について道州ごとに特色があることは分権の理念に適合すると考えられるが、一方で国全体として議論すべき教育水準については、国が法律等で定めることが必要ではないのか、その場合、教育に関する国の関与は全く不要とすることが適當か

といった点などについては、十分議論を深めなければならない。

(3) 「税財政制度のあり方」についても、1月18日付けの本県資料に示したとおり、道州間に大きな財政力格差を生じさせないようにすることは、極めて困難な課題であり、具体的に十分検討していく必要がある。

3 国、経済団体等の動向に応じた適切な対応が必要

(1) 現在、第2期改革として、政府の地方分権改革推進委員会を中心に、現行制度の下での国と地方の役割分担の見直し議論が進められている。道州制を導入する場合の役割分担は、これらの見直しを更に抜本的に進めようとするものであり、段階的に検討を進めていく必要がある。

(2) 一方で、政府の道州制ビジョン懇談会、自民党道州制調査会や経済団体等において様々な議論がなされており、当面はこれらのうち、「基本的考え方」など全国知事会の考え方と相反するような議論については、全国知事会として問題点を指摘し、必要な意見表明、反論などの対応をしっかりとしていくことが求められる。

そのためにも、「基本的考え方」など知事会の考え方と相反する議論については、事務局において整理し、全国知事会議などの場で確認し、適時適切に対応できるようにしていく必要がある。